なにわあきんど塾同友会会則
令和７年変更

前文

**　なにわあきんど塾同友会は、その前身である「サロン会」に端を発する。「サロン会」は、1986年に発足したビジネススクール「なにわあきんど塾」の卒業生を構成員として1989年に結成された交流会であり、なにわあきんど塾同友会は、この「サロン会」の性格を暗黙の了解のうえに引き継いだものである。**

**　現在ではなにわあきんど塾も四半世紀を越える歴史を有するに至り、なにわあきんど塾同友会の構成員もきわめて多数にのぼることとなった。振り返ってみれば、なにわあきんど塾同友会の継続した活動は、構成員間の交流及び研修のみに止まらず、御堂筋パレード、鳥人間コンテスト、大阪ウォーキングジャンボリー等への参加のほか大阪元気もんフェスティバルの開催等々と多岐に亘っており、単なる交流会の域を超えて社会的活動を広く進展させてきた歴史を物語っている。このような長年の活動によってなにわあきんど塾同友会が社会的に一定の地位に就き、名誉を獲得していることは、厳然たる事実であることを構成員は自覚しなければならない。今後も発展していくであろうなにわあきんど塾同友会において、その活動の正当性が構成員の総意に基づくものであることを担保するために、その活動の客観的根拠を形成する仕組みを構築する必要性はますます拡大している。**

**　そこで、以上のような事情に鑑み、なにわあきんど塾同友会の歴史に十分留意しつつ活動規範としての会則を構成員全員の総意により作成することとした。**

**　平成24年4月12日(木)**

なにわあきんど塾同友会

第１条（目的）

なにわあきんど塾同友会（以下、「同友会」と称す。）は、会員の経験・知識・技術・情報の相互交流を図ることによって会員が相互に学び合うことを奨励し、もって会員の人間的資質の向上と時流にあった総合的能力の育成並びに同友会の社会的貢献活動の推進を図ることを目的とする。

なにわあきんど塾同友会会則（以下、「会則」と称す。）は、同友会の機構、会員の権利義務その他の必要事項を定め、同友会の目的が実現されるために同友会が為すあらゆる活動の正当性の根拠を形成することを目的とする。

第２条（定義）

同友会とは、1986年に開始されたビジネススクール「なにわあきんど塾」（旧大阪市中小企業指導センター主催　現公益財団法人大阪産業局主催）の卒塾者を構成員とする団体である。

２　会員とは、「なにわあきんど塾」の卒塾者による同友会の構成員であって、次のように区分される。

一　正会員　同友会の活動目的に賛同し、年会費を納める者

二　準会員　正会員以外の者

３　同友会幹事（以下、「幹事」と称す。）とは、会長、幹事長及び副会長をいう。幹事並びに会長付き担当（以下、「特定担当」）、会計、及び会計監査は、幹事会を構成する。

４　役員会は、なにわあきんど塾の各期卒塾者の代表（以下、「各期代表」と称す。）及び幹事会を構成する者から構成される。各期代表は、各期卒塾者のなかから１名のみ選ばれる。

５　総会とは、本条第２項の会員により構成される機関である。

６　活動委員会及び特定担当

活動委員会とは、次の各号に掲げる委員会を含めることができる。

一　研修委員会

二　会員交流委員会

三　広報情報委員会

特定担当とは、同友会の目的に鑑みて会長が特に必要であると認めて設置し、会長管轄下で活動を行う機関である。会長は、特定担当として次の各号に掲げるものを含めることができる。

一　渉外担当

二　総務担当

三　会員増強担当

７　年間予算とは、総会で審議される同友会の通年の予算をいい、各委員会の活動に係るもの（以下、「年間委員会予算」）及び特定担当に係るもの（以下、「年間幹事会予算」）をいう。

８　予算執行計画案とは、月ごとに作成される各委員会に係るもの（以下、「委員会予算」）及び月ごとに作成される特定担当に係るもの（以下、「幹事会予算」をいう。予算執行計画案には、特定担当及び各委員会の月ごとの活動予定、活動報告その他すべての報告ないし審議事項が含まれる。

９　事務局とは、同友会の運営の事務を補佐する機関である。同友会が事務局を設置するまでの期間、公益財団法人大阪市産業局に事務局業務を委託する。したがって、同友会の住所は、「大阪市中央区本町橋２番５号 マイドームおおさか７階」とする。

１０　綱紀委員会とは、第１２条第１項の処分に当たり幹事会により組織される機関である。綱紀委員は、正会員のうち当該事案に関して公平公正を妨げる事情の存在しない者が選任されるものとする。

第３条（資格）

１　会員は、会員原簿に登録され、当該登録をもって会員資格を得る。
２　会員は、第９条第３項に規定する年会費を同友会に支払う。年会費を納入した会員は、正会員として会員原簿に登録される。
３　会員原簿には、次の事項を登録する。
一　会員の氏名又は名称及び略称ないし通称
二　会員の住所又は居所及び電話番号、メールアドレスその他連絡先
三　会員の職業
４　会員は、会員専用メーリングリストに登録される。会員専用メーリングリストは、同友会から会員への連絡及び会員相互間の連絡網として利用される。
５　会員は、登録事項に異動があるときは、遅滞なく会員専用メーリングリストの管理者に届け出る。
６　同友会は、事務局に対し、会員原簿、会員専用メーリングリストの適正な管理を委託する。

第４条（総会）

総会は、同友会の最高意思決定機関である。
２　総会は、幹事会から当該年度の会計報告その他の活動内容の報告を受けると共に、次年度に係る同友会の幹事会人事、年間予算及び会則改廃その他の同友会運営に関する重要事項を審議し承認する。
３　前項の承認は、総会の専権であり、同友会の総意である。
４　通常総会は毎年１回の割合で、当該会計年度が終了した日から３０日以内に開催される。第８条第４項の総会は、当該年度の１月末日までに開催される。ただし、会長が特に必要であると認めるとき又は役員会において特に要請のあったときは臨時総会が開催される。
５　会長は、総会議長を任命しなければならない。議事進行は、総会議長の専権とする。
６　総会における議案は、出席した正会員の過半数の賛成をもって可決とする。総会議長は、特に少数意見を考慮しつつ議論が議決をするに熟したときは、採決を行わなければならない。
７　総会に出席した正会員は、それぞれ等しく１票の議決権を有する。

第５条（幹事会）

幹事会は、会計年度ごとに年間予算その他の議案を作成する。当該作成された議案は、総会に提出され、その審議を受け議決を経なければならない。
２　特定担当及び各委員会は、総会で承認され成立した年間予算に基づき予算執行計画案（幹事会予算及び委員会予算）を作成する。当該作成された幹事会予算及び委員会予算は、それぞれ、各期代表に報告される。
３　幹事会は、各期代表に報告した幹事会予算及び委員会予算を執行する。
４　会長は、幹事会議長を任命しなければならない。

５　活動委員会委員長は、個別に当該委員会の予算執行計画案（委員会予算）を起案し、幹事会に提案する。幹事会は、活動委員会委員長が提案する予算執行計画案について審議し、採否を決する。
６　幹事会は、会長の発意による新たな特定担当の設置及び既存の特定担当の廃止を審議し、採否を決することができる。
７　幹事会は、毎月１回の割合で定例開催される。ただし、会長あるいは幹事会の構成員の発意により、臨時会が開催され得る。
８　幹事会の構成員のうち各委員会委員長は、同友会副会長を兼任する。
９　総務担当は、事務局に対し、遅滞なく幹事会の議事を作成し、幹事会に提出するよう要請する。

第６条（役員会）
役員会は、会長が必要と認めるときに開催される。役員会は、幹事会から予算執行計画案の報告を受ける。役員会が開かれないときは、前条第２項の規定にしたがって各期代表が予算執行計画案の報告を受ける。
２　各期代表は、前項の報告に対し、意見を述べることができる。ただし、第４条第３項（総会による年間予算の承認が同友会の総意であること）に留意する。すなわち、各期代表は、原則として年間予算の範囲内での予算執行計画案を承認する立場に立ちつつ、予算執行が第１条の目的に照らして合理的であるかどうかを主眼として意見を述べることができ、反対意見を述べるときは、代替案ないしその示唆を付して行う。幹事会は、幹事会予算及び委員会予算の執行に関し、当該代替案ないし示唆を考慮する。
３　各期代表は、会長に対して、各期からの意見・要望を伝え、その他の同友会を運営するための提案を行う。
４　会長は、役員会進行担当を任命しなければならない。
５　総務担当は、事務局に対し、遅滞なく役員会の議事を作成し、各期代表に報告するよう要請する。各期代表は、その内容を当該期に属する会員に対して報告し周知を図る。

第６条の２（議会等運営）
特定担当及び活動委員会委員長は、幹事会の開催日までに幹事会議案書案を作成するものとし、総務担当は、これをもとに幹事会議案書を作成し幹事会議長に提出する。
２　特定担当及び活動委員会委員長は、役員会の開催日までに役員会報告書を作成するものとし、総務担当は、これをもとに役員会資料を作成し役員会進行担当に提出する。
３　総務担当は、事務局に対し、第１項の幹事会議案書にしたがって審議された内容を議事録として速やかに幹事会に報告するよう要請する。この報告は、議事内容の要点を記した議事抄録に代えることができる。
４　幹事会は、総会議案書を総会の開催日までに作成し、会員に開示する。年間予算及び会則改廃に関する議案に関しては、総会の開催日から少なくとも１０日前までに会員に開示されるものとする。
５　前項の総会議案書には、次条第１項の「委員会の運営趣旨」が明記された委員会案内が含められる。当該委員会案内は、各活動委員会委員長が作成し、予め会長に提出しなければならない。

第７条（活動委員会等）

特定担当及び活動委員会委員長は、年度ごとに当該委員会の運営趣旨を作成する。また、特定担当及び活動委員会委員長は、総会にて承認された年間予算の執行計画その他の具体的活動予定を含む運営計画を作成しなければならない。各委員長は、作成された運営計画が当然に第１条の目的に帰一するものである点に留意しなければならない。

２　特定担当及び活動委員会委員長は、前項の規定により作成した運営計画を会長に提出し、幹事会の決議による承認を得なければならない。幹事会で承認された運営計画は、第６条第１項の予算執行計画案の一部として各期代表に報告される。

第８条（会長の推薦、人事権等）

会長は、正会員のうち幹事経験者の中から幹事会によって推薦される。もっとも、正会員のうち幹事経験者は、幹事会に対し自己の推薦を要請することができる。

２　前項の幹事会の推薦を要請する者は、遅くとも会長任期満了年度の１１月末日までにその旨を幹事会に届け出なければならない。幹事会は、この要請を受けて次年度会長推薦者を選定し、遅くとも１２月末日までに次年度会長推薦者を決定し公表しなければならない。

３　前項の規定により決定された会長推薦者は、幹事長、副会長、特定担当、会計及び会計監査を任命する。

４　第２項の規定により決定された会長推薦者並びに前項の規定により任命された幹事長、副会長、特定担当、会計及び会計監査は、総会の承認を経てそれぞれの役職に就く。

５　会長は、任命した副会長を活動委員会委員長に任命する。

６　会長は、同友会を代表し、所務を総理する。会長に所務の遂行に故障がある場合は、幹事長がこれを代行する。

７　会長の任期は２年とし、一度に限り再選を妨げないものとする。

８　会長は、幹事長、副会長、特定担当、会計及び会計監査を罷免することができる。

第８条の２（会長の罷免）

会長は、通常総会又は臨時総会で不信任の決議案が可決されたときは、罷免される。会長が罷免されたときは、当然に幹事会は解散するものとする。

２　前項の決議案には、決議案提出者、不信任の理由及び交代すべき新たな会長候補者が提示されていなければならない。総会議長は、不信任の理由、交代すべき新たな会長候補者が提示されていない決議案を却下することができる。

３　第１項の決議案が可決されたとき、罷免された会長（以下、「元会長」）は前項の会長候補者に代わるものとし、交代した新たな会長は前条の規定にしたがって幹事会を再構成しなければならない。

４　交代した新たな会長の任期は、元会長が罷免されなかったとしたならば満了したであろう日に満了する。

第９条（会計）
　同友会の会計年度は、当該年の４月１日から翌年の３月３１日までとする。
２　会計は、会費その他同友会の出納を管理する。
３　会費は、会員一人当たり年間￥１２，０００とする。
４　会員は、前項の会費を年度ごとに幹事会が指定した日までに支払わなければならない。幹事会は、会員に対して銀行振込みその他の方法を指定して会費の請求を行う。
５　会計は、正会員から求めがあったときは、会長の命を受けて遅滞なく収支を開示しなければならない。

第１０条（会計監査）
　会計監査は、会計を監査し、総会において年度ごとに会員に報告する。

第１１条（会員の義務・議会運営等）
　会員は、会則の趣旨を理解し、当該趣旨に沿った解釈のもと当該会則を遵守しなければならない。
２　会員は、同友会の目的を理解し、当該目的を達成するために相互に協力して積極的に活動に参加することが当然に要請される。
３　総会及び幹事会のそれぞれの議長並びに役員会進行担当は、活発な議論の推進及び少数意見の尊重並びに適切な時期における採決に特に留意しなければならない。
４　会員は、同友会の運営にあたって常に幹事会を監視しなければならない。会員はまた、総会及び幹事会において開かれる議会を最大限に尊重しなければならず、決議事項の履行に積極的に努めるものとし、原則として幹事会の決定事項を承認する立場に立ちつつ意見を述べ、反対意見を述べるときは、代替案ないしその示唆を付して行う。
５　会員は、特に次の各号に掲げられる行為その他同友会の構成員としての信用又はその品位を害するような行為をしてはならない。
　一　同友会及び会員の名誉・信用を故意に傷つける行為
　二　会員専用メーリングリストを自己の営利目的に、又は政治・宗教活動に利用する行為
　三　飲酒を伴う総会等への出席その他の議会を尊重しない行為
　四　度重なる会則に違反する行為

第１２条（懲戒等）
　会員が度重なって会則に違反したとき、法律に違反したとき、同友会の会員たるにふさわしくない重大な非行があったときは、会長は、当該会員に対して次に掲げる処分をすることができる。
　一　戒告
　二　除名
２．綱紀委員会は、前項の会員の意見を聞いたうえで当該事実の有無について決定し、会長に報告する。

第１３条（慶弔等）
　次の場合には同友会から会長名義にて弔電を発する。
　一　会員本人の死亡
　二　会員本人の配偶者、一親等以内の親族の死亡
　三　その他会長が必要であると認める場合
２　次の場合には同友会から会長名義にて祝電を発する。
　一　正会員本人の結婚
　二　その他会長が必要と認める場合
３　次の場合には、会長はそれぞれ、弔慰金￥10,000、祝金￥10,000を贈ることができる。
　一　正会員が第１項第１号並びに前項第１号に該当するとき
　二　その他会長が必要と認めるとき

第１４条（功労等表彰）
　会員間の相互交流を特に深める活動を行った正会員、会員の人間的資質の向上に特に貢献する活動を行った正会員、社会福祉の向上に特に貢献する活動を行った正会員その他同友会の目的を達成するために特に貢献した正会員（以下、本条において「功労会員」と称す。）に対して、功労賞が授与される。
２　前項の功労会員は、役員会の承認を経て決定される。
３　会長は、総会において前項の功労会員に功労賞を授与する。

第１５条（退会等）
　会員は、退会届けを提出することにより、いつでも同友会を退会することができる。
２　退会届けは、各期代表を通じて会長にあるいは直接会長に提出する。ただし、会員は、退会届けに代えて口頭で退会の旨を伝えることができる。

第１５条の２（区分の変更）
　正会員について第９条第３項に定める年会費の納入が同条第４項に定める期日までに確認されないときであって、会計が相当の努力を払ってもなお当該会員の意思を確認することができない場合は、当該会員は準会員とみなす（区分変更）。
２　区分変更者に対して、既に納入された年会費の返還はしない。
３　準会員に関して、会員原簿及び会員専用メーリングリストへの登録は、特に会員からの申し出がない限り抹消されない。
４　準会員は、第９条第３項の年会費を納入することにより、いつでも正会員として復帰することができる。

第１６条（解散）
　同友会は、幹事会の全会一致、役員会に出席した各期代表の過半数及び総会に出席した会員の３分の２以上の賛成により解散することができる。
２　前項の解散は、総会において出席した全会員の意思を確認して決議されなければならない。
３　解散したときは、会員原簿その他個人情報は廃棄される。また、会計が終了され、同友会のすべての財産は、公共の福祉のために役立てられる。